

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和元年9月30日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年10月15日から同年11月5日まで縦覧に供する。

令和元年10月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
さぬき市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 広瀬地区	さぬき市建設経済部農林 水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 山下地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 吉金地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 津村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 弥勒中池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 造田駅前地区	〃